

# 経営事項審査における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

(令和3年4月28日版)

## 1 はじめに

和歌山県の実施する経営事項審査について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面、次のとおり審査における対策を強化します。

原則として、「2 遠隔での審査」を行うこととし、従来の「別室での審査」は行いません。

遠隔での審査が困難な場合は、「3 書類事前提出による審査」をご案内しますので、個別にご相談ください。

書類事前提出による審査では、原則として受審日の前日に申請書等を管轄の建設部等に提出していただき、審査日の翌開庁日に申請書の副本及び提示書類を建設部等でお受け取りいただきます。受審日当日はお越しいただく必要はありません。

## 2 遠隔での審査

(1) 審査実施日の前々日必着で別紙様式1、申請書（正・副）、契約書等の提示書類の写し（通常は原本の提示をお願いしている書類も含めて）及び切手を貼った返信用封筒を建設部等に郵送してください。

行政書士等で複数の申請書を同時に送付される場合には別紙様式1-2を使用することも可能です。

契約書等の提示書類の写しは、県で裁断の上、処分いたしますので返信用の切手は申請書（副）の重さに応じた額を貼ってください。

郵便料金については、次の郵便局のホームページをご覧ください。

[https://www.post.japanpost.jp/send/fee/kokunai/one\\_two.html](https://www.post.japanpost.jp/send/fee/kokunai/one_two.html)

(2) 申請内容に疑問がある場合や書類に不足がある場合には、別紙様式1の当日連絡先にお電話いたしますので、葉書等でご案内した審査の時間はなるべく資料のある事務所（在宅勤務の場合には自宅でも可）等でお待ちください。

(3) 審査が終了したら、別紙様式1の当日連絡先にその旨お電話いたします。

(4) 後日、返信用封筒で受付印を押した申請書（副）を郵送いたします。

(注) 令和2年10月1日から健康保険法をはじめとする医療保険各法が改正され、告知要求制限が行われることとなりました。このため、健康保険証の写し及び標準報酬決定通知書の写しを郵送する場合には「保険者番号及び被保険者等記号・番号」をマスキングしてください。

## 3 書類事前提出による審査

(1) 建設部等に書類事前提出による審査を希望する旨をご連絡ください。

(2) 事前に別紙様式2に（受審日前日）来庁される方の名前と受審日当日の連絡先（携帯電話）を記入してください。

行政書士等で複数の申請書を同時に送付される場合には別紙様式 2-2 を使用することも可能です。

- (3) 原則として、受審日前日に建設部等にお越しいただき、別紙様式 2、申請書（正・副）及び契約書等の提示書類を預けてください。勘定元帳や通帳等、預けることが不安な書類は事前に写しを用意していただければ、（通常は原本の提示をお願いしている書類も含めて）写しで審査します。

なお、来庁の際は、あらかじめ体温を測って熱がないことを確認していただき、マスク着用の上お越しください。

熱がある場合や、熱がなくても咳など風邪の症状がある場合には、建設部等に電話等で連絡の上、来庁を中止してください。後日、代替りの受審日又は「2 遠隔での審査」をご案内いたします。

行政書士等に依頼している場合には、行政書士等単独での来庁も可とします。

書類の提出が終わったら、その日はお帰りください。

- (4) 受審日当日、審査が終了した場合や、お尋ねしたいことができた場合には、別紙様式 2 にご記入いただいた当日の連絡先にお電話いたします。

- (5) 審査終了の連絡があったら、原則として審査日の翌開庁日、審査場所の建設部等へお越しください。受付印を押した申請書（副）と提示書類をお返しします。

修正した箇所がある場合には付箋を貼っておきますので、修正に問題がないかご確認後、お帰りください。

持ち帰っての修正が必要、書類が不足等で受け付けられない場合（いわゆる「再」の場合）には、修正していただきたい点や不足している書類をお知らせしますので、御対応いただくようお願いいたします。

#### 4 写し作成に際して省略可能な部分について

- (1) 遠隔での審査又は書類事前提出による審査の確認書類に写しを使用する場合に、一部の書類については、それぞれ次の部分のみでもよいこととします。

- (2) 契約書又は注文書・請書

①発注者、②受注者、③請負金額、④工期、⑤工事名が確認できる部分。

ただし、変更契約を行っている場合には、変更ごとの請負金額が確認できる部分を追加すること。

また、PC工事、法面工事又は鋼橋上部工事の確認に写しを使用するときには、当該工事であることが確認できる仕様書等を追加すること。

- (3) 決算変更届

①県の受付印がある表紙、②直前 3 年の各事業年度における工事施工金額及び③財務諸表部分。

## 遠隔での審査を受ける方用

※ 葉書等でお知らせした受審予定日の前々日必着でこの様式、申請書（正・副）、契約書等の提示書類の写し（通常は原本の提示をお願いしている書類も含めて）及び切手を貼った返信用封筒を建設部等に郵送してください。

許可番号	商号又は名称
30-	

## 当日連絡先

※ 葉書等でお知らせした審査時間にお電話いたしますので、なるべく申請に関する資料が見られる場所でお待ちください。

郵送前のチェックリスト		
申請書（正・副）		正本と副本を入れましたか。
		正本に県証紙を貼りましたか。
提示書類の写し		間違えて原本を入れていませんか。
返信用封筒		申請書（副）の重さに応じた切手を貼っていますか。
		返信先の郵便番号と住所は正確ですか。

## 【参考】

振興局建設部名	所在地	メールアドレス	電話番号
伊都振興局建設部	〒648-8541 橋本市市脇4-5-8	e1303611@pref.wakayama.lg.jp	0736-33-4937
那賀振興局建設部	〒649-6223 岩出市高塚209	e1302611@pref.wakayama.lg.jp	0736-61-0028
海草振興局建設部	〒640-8312 和歌山市森小手穂227	e1301611@pref.wakayama.lg.jp	073-488-1705
〃 海南工事事務所	〒642-0017 海南市南赤坂19	e1301711@pref.wakayama.lg.jp	073-483-4824
有田振興局建設部	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1	e1304611@pref.wakayama.lg.jp	0737-64-1267
日高振興局建設部	〒644-0011 御坊市湯川町財部651	e1305611@pref.wakayama.lg.jp	0738-24-2918
西牟婁振興局建設部	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1	e1306612@pref.wakayama.lg.jp	0739-26-7960
東牟婁振興局串本建設部	〒649-3510 東牟婁郡串本町サゴ台783-8	e1307611@pref.wakayama.lg.jp	0735-62-0755
東牟婁振興局新宮建設部	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8	e1307711@pref.wakayama.lg.jp	0735-21-9652

## 遠隔での審査を受ける方を複数担当する行政書士用

※ 葉書等でお知らせした受審予定日の前々日必着でこの様式、申請書（正・副）、契約書等の提示書類の写し（通常は原本の提示をお願いしている書類も含めて）及び切手を貼った返信用封筒を建設部等に郵送してください。

## 当日連絡先

※ 葉書等でお知らせした審査時間にお電話いたしますので、なるべく申請に関する資料が見られる場所でお待ちください。

許可番号	商号又は名称
30-	
30-	
30-	
30-	
30-	
30-	
30-	
30-	

## 郵送前のチェックリスト

申請書（正・副）		正本と副本を入れましたか。
		正本に県証紙を貼りましたか。
提示書類の写し		間違えて原本を入れていませんか。
返信用封筒		申請書（副）の重さに応じた切手を貼っていますか。
		返信先の郵便番号と住所は正確ですか。

## 書類事前提出による審査を受ける方用

※ 熱がある場合や、熱がなくても咳など風邪の症状がある場合には、建設部等に電話等で連絡の上、受審を中止してください。後日、代替りの受審日をご案内いたします。

許可番号	商号又は名称
30-	

審査日前日に来庁予定（複数で来庁予定の場合には全員分を記入してください。）	
氏名	電話番号 ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動調査が万が一、必要になった場合に使用します。

当日連絡先（携帯電話）
※ 審査が終了したらこの番号にお電話します。

## 【参考】

振興局建設部名	所在地	メールアドレス	電話番号
伊都振興局建設部	〒648-8541 橋本市市脇4-5-8	e1303611@pref.wakayama.lg.jp	0736-33-4937
那賀振興局建設部	〒649-6223 岩出市高塚209	e1302611@pref.wakayama.lg.jp	0736-61-0028
海草振興局建設部	〒640-8312 和歌山市森小手穂227	e1301611@pref.wakayama.lg.jp	073-488-1705
〃 海南工事事務所	〒642-0017 海南市南赤坂19	e1301711@pref.wakayama.lg.jp	073-483-4824
有田振興局建設部	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1	e1304611@pref.wakayama.lg.jp	0737-64-1267
日高振興局建設部	〒644-0011 御坊市湯川町財部651	e1305611@pref.wakayama.lg.jp	0738-24-2918
西牟婁振興局建設部	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1	e1306612@pref.wakayama.lg.jp	0739-26-7960
東牟婁振興局串本建設部	〒649-3510 東牟婁郡串本町サゴ台783-8	e1307611@pref.wakayama.lg.jp	0735-62-0755
東牟婁振興局新宮建設部	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8	e1307711@pref.wakayama.lg.jp	0735-21-9652

## 書類事前提出による審査を受ける方を複数担当する行政書士用

※ 熱がある場合や、熱がなくても咳など風邪の症状がある場合には、建設部等に電話等で連絡の上、受審を中止してください。後日、代替りの受審日をご案内いたします。

担当行政書士の連絡先		
事務所名	担当者氏名	当日連絡先（携帯） ※ 審査が終了したらこの番号にお電話します。

許可番号	商号又は名称
30—	
30—	
30—	
30—	
30—	
30—	
30—	
30—	
30—	
30—	
30—	
30—	
30—	
30—	

1 電話番号は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動調査が必要になった場合に使用します。

健康保険証の写し及び標準報酬決定通知書の写しのマスキングの例

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理記号 09-777  
事業所番号 88899

被保険者 整理番号	被保険者氏名	*1 適用年月	決定後の標準報酬月額		*1 生年月日	*2 種別
			(健保)	(厚年)		
1	和歌山 太郎	R1.4	200 千円	200 千円	S55.4.10	第一種
5	紀州 花子	R1.4	300 千円	300 千円	S30.3.4	第二種
6	橋本 三郎	R1.4	400 千円	400 千円	H20.3.4	第一種

※1 元号 S:昭和 H:平成 R:令和

※2 種別 第一種:男性 第二種:女性 第三種:坑内員 特例第一種:男性(基金加入) 特例第二種:女性(基金加入)  
特例第三種:坑内員(基金加入)

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

令和2年7月18日

日本年金機構理事長  
(和歌山東年金事務所)



健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所整理記号 [Redacted]  
事業所番号 [Redacted]

被保険者 整理番号	被保険者氏名	*1 適用年月	決定後の標準報酬月額		*1 生年月日	*2 種別
			(健保)	(厚年)		
[Redacted]	和歌山 太郎	R1.4	200 千円	200 千円	S55.4.10	第一種
[Redacted]	紀州 花子	R1.4	300 千円	300 千円	S30.3.4	第二種
[Redacted]	橋本 三郎	R1.4	400 千円	400 千円	H20.3.4	第一種

※1 元号 S:昭和 H:平成 R:令和

※2 種別 第一種:男性 第二種:女性 第三種:坑内員 特例第一種:男性(基金加入) 特例第二種:女性(基金加入)  
特例第三種:坑内員(基金加入)

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

令和2年7月18日

日本年金機構理事長  
(和歌山東年金事務所)



※健康保険証（写）提出の際は、必ず記号・番号および保険者番号を塗り潰すなどマスキングしてから提出してください。  
（詳細は厚生労働省ホームページ内「医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について」をご確認ください。）